

令和2年第4回 薩摩川内市教育委員会定例会

- 1 期 日 令和2年3月24日(火)
- 2 場 所 市役所5階 教育委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 藤田 芳昭 教育長職務代理者 三本 伴子  
委 員 上川 幸子 委 員 軍神利喜男  
委 員 枇杷 眞弓
- 4 説明のために出席した職・氏名  
教 育 部 長 宮里 敏郎  
教育総務課長兼学校施設整備室長 小原 雅彦  
学校教育課長 村上 勝美 社会教育課長 橋口 公男  
文化課長 羽田 美由紀 少年自然の家所長 池田 尚人  
中央図書館長 山口 誠 上甌島教育課長 松田 啓美  
下甌島教育課長 地蔵 博隆 学校教育課専門職 池田 浩
- 5 記 録 者 教育総務課課長代理 坂元 久徳
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 日 程
  - (1) 会議録承認
  - (2) 諸般報告
  - (3) 審議  
報告第 6号 臨時代理の報告について(薩摩川内市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について)  
報告第 7号 臨時代理の報告について(新型コロナウイルス感染症対策の一環として行う教育委員会が管理する施設の使用料の還付の特例に関する規則の制定について)  
報告第 8号 臨時代理の報告について(教育委員会事務局職員(幼稚園教諭、小・中学校主事)の任免等について)  
議案第 4号 学校施設整備室を廃止するための関係規則の整備等に関する規則の制定について  
議案第 5号 薩摩川内市立学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第 6号 薩摩川内市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則の制定について  
議案第 7号 薩摩川内市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第 8号 薩摩川内市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第 9号 薩摩川内市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
議案第10号 学校施設整備室の廃止に伴う関係規程の整備等に関する訓令の制定について

議案第 1 1 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規程の整備に関する  
訓令の制定について

議案第 1 2 号 薩摩川内市教育振興基本計画（第 2 期・前期）の策定について

議案第 1 3 号 令和 2 年度薩摩川内市教育委員会基本方針について

(4) その他

① 令和 2 年 4 月行事予定について

② その他

開会時間 1 3 時 3 0 分

教 育 長 只今から令和2年第4回薩摩川内市教育委員会定例会を開会します。  
教 育 長 令和2年第2回定例会会議録についてお諮りします。会議録を承認  
してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 令和2年第2回会議録は承認されました。

教 育 長 会議録署名委員に上川委員を指名します。

教 育 長 傍聴の申し出はありません。

教 育 長 本日の議事日程は、諸般報告の1ページにあるとおりです。それでは、  
諸般報告について、教育総務課・学校施設整備室から説明をお願いします。  
審議が多いため、今回は簡潔に説明いただき一括して質問は受け  
たいと思います。

教育総務課長 (以後、順次各課からの説明)

教 育 長 質問はありませんか。

三 本 委 員 新1年生になる子供の中で、食物アレルギーを持った子どもの把握は  
できているのか。また、学校は和式トイレがまだ70パーセントとお  
聞きしていますが、子どもたちは、洋式トイレの普及に伴い、和式ト  
イレの使い方がわからない子どもが多くなってきているので学校で和  
式トイレの使用方法について指導していただけないでしょうか。また、  
花粉症は親からの遺伝により発症するケースが14～15パーセント  
あるようですが、新学期になって新旧担任の引継ぎは確実になされて  
いるのかお聞きします。

学校教育課長 食物アレルギーの子供の数ですが、小学校133人(2.43%)中  
学校98人(3.8%)です。学校は、医師の診断による学校生活管  
理指導票により把握しています。また、和式トイレの使用方法につい  
ては、新入学の子供を対象に指導をしていますし、貼り紙等で対応し  
ているところもあります。花粉症対応については、学級担任が個別に  
把握して学校全体で対応することになっています。

三 本 委 員 孫がお尻を便器の中に入れたことがあって、驚いたことがありまし  
た。先生方が施設案内をされる時にでも説明していただければありが

たいと思います。また、食物アレルギーは、命に係わる問題ですので  
そこもよろしくをお願いします。

教 育 長 便器の左右に足形を張り付けている学校も中にはあります。  
質問がなければ、以上で諸般報告を終わります。

教 育 長 次に、審議に入ります。

【報告第 6号 臨時代理の報告について（薩摩川内市立学校管理規則の一部を改  
正する規則の制定について）】

教 育 長 「報告第6号 臨時代理の報告について（薩摩川内市立学校管理規則  
の一部を改正する規則の制定について）」学校教育課長説明をお願いします。  
ます。

学校教育課長 （議案書説明。）

教 育 長 質問はありませんか。  
（質問なしの声あり）

【報告第7号 臨時代理の報告について（新型コロナウイルス感染症対策の一環と  
して行う教育委員会が管理する施設の使用料の還付の特例に関する規則の制定に  
ついて）】

教 育 長 次に「報告第 7号 臨時代理の報告について（新型コロナウイルス  
感染症対策の一環として行う教育委員会が管理する施設の使用料の還  
付の特例に関する規則の制定について）」教育総務課長説明をお願いします。  
ます。

教育総務課長 （議案書説明）

教育部長 施設の使用料の還付規則については、教育委員会の施設だけではなく、  
市長部局の管理する施設も同様の還付規則を提出することになっていま  
す。

教 育 長 質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

【報告第8号 臨時代理の報告について(教育委員会事務局職員(幼稚園教諭、小・中学校主事)の任免等について)】

教 育 長      なければ、次に、「報告第8号 臨時代理の報告について(教育委員会事務局職員(幼稚園教諭、小・中学校主事)の任免等について)」教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長      (議案書説明)

【議案第4号 学校施設整備室を廃止するための関係規則の整備等に関する規則の制定について】

教 育 長      次に、「議案第4号 学校施設整備室を廃止するための関係規則の整備等に関する規則の制定について」教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長      (議案書説明)

教 育 長      質問はありませんか。  
(質問なしの声あり)

教 育 長      他にご意見はありませんか。  
(異議なしの声あり)

教 育 長      ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第5号 薩摩川内市立学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則の制定について】

教 育 長      次に、「議案第5号 薩摩川内市立学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則の制定について」学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長      (議案書説明)

教 育 長 質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

教 育 長 他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

**【議案第 6 号 薩摩川内市立幼稚園保育料の減免に関する規則を廃止する規則の  
制定について】**

教 育 長 次に、「議案第 6 号 薩摩川内市立幼稚園保育料の減免に関する規則を  
廃止する規則の制定について」学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長 (議案書説明)

教 育 長 質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

教 育 長 他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

**【議案第 7 号 薩摩川内市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて】**

教 育 長 次に、「議案第 7 号 薩摩川内市招致外国青年任用規則の一部を改正す  
る規則の制定について」学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長 (議案書説明)

教 育 長 関連がありますので、令和 2 年 4 月から創設される「会計年度任用職  
員」について教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 (資料説明)

教 育 長 質問はありませんか。

軍 神 委 員 会計年度任用制度になれば、同一労働同一賃金により、給与やボーナ

スを支給したりしなければならぬと思いますが、支給額はどのように決定されるのですか。

教育総務課長 職種によって月額報酬が定められています。

教 育 長 今回は、ALTを会計年度任用職員にするための規則改正ということになります。ALTは現在本市に何名いますか。

学校教育課長 外国青年招致事業で直接雇用しているALTが3人、派遣会社からのALTが4名で合計7名ということになっています。今回の改正は市が直接雇用している方の改正ということになります。

教 育 長 他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第8号 薩摩川内市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について】

教 育 長 次に、「議案第8号 薩摩川内市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」学校教育課長説明をお願いします。

学校教育課長 (議案書説明)

教 育 長 質問はありませんか。

軍 神 委員 学校運営協議会組織には、地区外の方が入ることもありますか。

学校教育課長 規程により、外部から学識経験者等をいれることは可能です。

教 育 長 人数制限等ありますか。

学校教育課長 委員の最大数が20名以内ということになっています。

軍 神 委員 学校長が運営しやすいようにすることも大切です。学校を知らない人が入ってきた場合、学校批判をする場になったりすることもあるので何らかの対応をしていただきたいと思います。

教 育 長 他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第9号 薩摩川内市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について】

教 育 長 次に、「議案第9号 薩摩川内市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」中央図書館長説明をお願いします。

中央図書館長 (議案書説明)。

教 育 長 質問はありませんか。

三 本 委 員 改正条文内容で「6月中15日間以内」を「年15日以内」にした理由は何ですか。

中央図書館長 移動図書館車などの運行状況により、その年により、整理期間が動く可能性があることから、そのような表記にしたところです。

教 育 長 他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第10号 学校施設整備室の廃止に伴う関係規程の整備等に関する訓令の制定について】

教 育 長 次に、「議案第10号 学校施設整備室の廃止に伴う関係規程の整備等に関する訓令の制定について」教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 (議案書説明)。

教 育 長 質問はありませんか。

教 育 長 他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

【議案第11号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定について】



教 育 長 次に、「議案第 1 1 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係規程の整備に関する訓令の制定について」教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 (議案書説明)。

教 育 長 質問はありませんか。

(質問なしの声あり)

教 育 長 他にご意見はありませんか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

**【議案第 1 2 号 薩摩川内市教育振興基本計画（第 2 期・前期）の策定について】**

教 育 長 次に、「議案第 1 2 号 薩摩川内市教育振興基本計画（第 2 期・前期）の策定について」教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 (議案書説明)。これまで、定例会等で数回ご審議をいただきましたので、その後、内容変更した部分がある学校教育課から説明をさせます。

学校教育課長 先日の総合教育会議で委員から「(3) たくましい体の育成」の「ウ学校保健の充実」のところで、フッ化物洗口をすることで虫歯がなくなるという誤解を抱くような表現になっているので修正してもらいたいというご意見をいただきましたので、別添のとおり文言を追加しました。

教 育 長 そのように修正することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 部 長 関連がありますので、先日の総合教育会議で市長から市総合基本計画(案)の内容で、「二学期制の今後について」整理したいというお話がありました。二学期制は、働き改革、業務改善の一環だということで内容を整理して、先日の執行会議、経営会議に修正案を提出し、了承をいただいたところです。なお、策定中の市教育振興基本計画(案)

の内容については、「二学期制を検討していく」という文言はそのまま残してあります。

教 育 長 二学期制については、まったく検討しないという訳ではございませんので市教育振興基本計画（案）の中には、表記をそのまま残すということにしています。

教 育 部 長 ご承認いただければ、今後は細かい文言の微調整はありますが、大きな文章の内容等についてはこれで確定ということになります。

教 育 長 委員の皆様にはこれまで貴重な意見をいただき誠に有難うございました。

教 育 長 他にご意見はありませんか。

（異議なしの声あり）

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

#### 【議案第13号 令和2年度薩摩川内市教育委員会基本方針について】

教 育 長 次に、「議案第13号 令和2年度薩摩川内市教育委員会基本方針について」教育総務課長説明をお願いします。

教育総務課長 （議案書説明）。

教 育 長 先日の総合教育会議で説明しておりますので、その後お気づきの点があればご質問をお願いします。

教 育 長 この基本方針が来年度のベースになりますので、この方針に沿って進めていきたいと思えます。他にご意見はありませんか。

（異議なしの声あり）

教 育 長 ご異議はないと認めます。よって、本案は可決されました。

教 育 長 なければ、次に「(4) その他」の「①令和2年4月行事予定について」教育総務課から説明をお願いします。

（以後、順次各課からの報告）

教 育 長 行事予定について、質問はありませんか。

（質問なしの声あり）

教 育 長 「②その他」で何かありませんか。

学校教育課長 資料はありませんが、3月18日付で県から「小学校の義務教育学校の教職員の給与等に関する規則の整備について」の通知があり、3月末までに市町村の規則の改正をしてくださいという内容の通知でした。本来ならば、今日の定例会で提案しなければならないところですが、日にちがなく準備できませんでしたので、次回の定例会で提出しますのでよろしくをお願いします。

学校教育課長 令和2年3月24日付で、小学校、中学校、義務教育学校における教育活動の再開等について、別紙資料により説明。

枇 杷 委 員 家庭で検温（37.5℃）が徹底されているのか。部活動など再開する場合でも手洗いや検温を徹底すれば問題ないと思いますが、学校でそのような対応を取っておられるのでしょうか。

教 育 長 家庭や学校で検温するよう通知していますが、徹底されているかどうかは確認しておりません。今後確認したいと思います。

教 育 部 長 市の施設も新型コロナウイルス対策により使用の制限をしています。25日以降は緩和されます。別紙資料のとおり、運動を目的として、学校施設を開放した場合の留意事項として、家庭での検温、長時間使用しない、マスク着用や消毒液の使用などの徹底について通知する予定です。

教 育 長 何か質問はありませんか。

軍 神 委 員 通知文の中で、検温やマスク着用、手洗いなどの部分は、ゴシック体で強調して通知してはいかがでしょうか。

教 育 長 ご意見ありがとうございます。見た目すぐわかるようにレイアウトを変えたいと思います。

教 育 長 他に、ご質問等ないでしょうか。なければ、令和2年第4回薩摩川内市教育委員会定例会を終了いたします。

閉会時刻 15時20分

教 育 長

教 育 委 員